

平成 2 7 年 第 3 回 臨時 会

奈 井 江 町 議 会 臨 時 会 會 議 録

平成 2 7 年 5 月 1 1 日 開 会

平成 2 7 年 5 月 1 1 日 閉 会

奈 井 江 町 議 会

平成27年第3回奈井江町議会臨時会

平成27年5月11日（月曜日）
午前9時58分開会

○ 議事日程 別紙のとおり

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町 長	北 良 治
副 町 長	三 本 英 司
教 育 長	萬 博 文
会 計 管 理 者	篠 田 茂 美
ふるさと振興参事	碓 井 直 樹
まちづくり課長	相 澤 公
くらしと財務課長	小 澤 克 則
おもいやり課長	馬 場 和 浩
ふるさと商工課長	横 山 誠
ふるさと創生課長	石 塚 俊 也
まちなみ課長	大 津 一 由
健康ふれあい課長	小 澤 敏 博
やすらぎの家施設長	表 久 義
教 育 次 長	山 崎 静
くらしと財務課長補佐	秋 葉 秀 祐
教 育 委 員 長	堀 美 鈴
代 表 監 査 委 員	中 野 浩 二

○欠席した者の氏名（0名）

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 岩 口 茂
庶 務 主 幹 栗 山 ひろみ

（9時58分）

開会・挨拶

●事務局長

おはようございます。

第3回臨時会、ご出席大変ご苦労さまでございます。

開会に先立ちまして、一般選挙後、初議会でございますので、町長からご挨拶を頂きたいと思っております。

町長よろしくお願い申し上げます。

（町長 登壇）

●町長

皆さん、おはようございます。

大変、ご苦労さまでございます。

平成27年第3回臨時会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げるところでございます。

議員各位におかれましては、先の統一地方選挙におきまして、ご当選されまして、本日ここに初議会にご出席を頂くことになりました。

皆様方のまちづくりに対する信念と行動力が、多くの町民の信望と期待を集めて、ご当選の栄を受けられたところでありまして、まずは心から敬意を表するところでございます。

さて、奈井江町は「まちづくり自治基本条例」を制定致しまして、子供から高齢者まで、すべての町民がまちづくりに参加する理念を共有して参りました。

我々行政と議会は、この理念を受け止めながら、責任ある議論に努めていかなければなりません。

活気あるまちづくり推進のため、議員各位の深いご理解とご協力をお願い申し上げ、簡単でございますが、一言、お祝いを兼ねてご挨拶に代えさせていただきます。

おめでとうございます。

●事務局長

ありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっています。

年長議員の森山議員をご紹介します。

森山議員、議長席にお着き下さい。

(年長議員 森山議員 着席)

●臨時議長

只今、紹介されました森山です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願い致します。

只今、出席議員9で定足数に達していますので、平成27年奈井江町議会第3回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

●臨時議長

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席の指定は、只今ご着席の議席とします。

日程第2 会議録署名議員の指名

(10時03分)

●臨時議長

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、臨時議長において森岡議員、笹木議員を指名致します。

日程第3 選挙第1号の上程・選挙

●臨時議長

日程第3、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

●臨時議長

只今の出席議員数は9人です。

次に立会人を指名致します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、大関議員、竹森議員を指名致します。

投票用紙を配ります。

(事務局長、投票用紙配布)

●臨時議長

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なし)

●臨時議長

配布もれなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱の点検)

●臨時議長

異状なしと認めます。

念の為、申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

只今から投票を行います。

点呼は、事務局長にさせます。

●事務局長

投票の順序を申し上げます。

1番大関議員、2番竹森議員、3番遠藤議員、4番石川議員、5番三浦議員、6番大矢議員、7番森岡議員、8番笹木議員、9番森山議員。

以上です。

(投票)

●臨時議長

投票もれはありませんか。

(なし)

●臨時議長

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大関議員、竹森議員、開票の立会いをお願い致します。

(開票)

●臨時議長

開票の結果を事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

開票の結果をご報告致します。

投票総数 9 票、有効投票 8 票、無効投票 1 票。

有効投票のうち、森山議員 8 票。

以上でございます。

●臨時議長

この選挙の法定得票数は 2 票です。

従って、私、森山務が、議長に当選致しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

●臨時議長

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

(告知)

(議長 登壇)

●議長

議長就任にあたりまして、一言だけ、ご挨拶を申し上げたいと思います。

只今、議長の選挙にあたりまして、不肖、私に多くの皆様のご推選を頂きました。まことにありがとうございました。

その皆様方のご推挙に対しまして、大変光栄に存じるとともに、その責任の重大さをひしひしと痛感しているところであります。

これからの議会運営にあたりましては、まちづくり自治基本条例にありますように、議会の責任や議員の責任を誠実に守り、そして議会情報なども発信し、町民の皆様との情報共有が出来るように、努力して参ります。

先ほど、町長からお話がありましたように、これからのまちづくりに対しましては、色々な課題もありますが、役所とそして我々議会が議論をしながら、わが町の将来のあるべき姿に全力を傾注して皆様と共に努力をしていきたいと思っております。

どうか、議員の皆様、そして理事者の皆様、職員の皆様、今後ともご支援、ご協力のほど心からお願いを申し上げます、一言就任の言葉に代えさせていただきます。

よろしくお願い致します。

ありがとうございました。

(議長席に戻る)

●臨時議長

これで、臨時議長の職務は全部終了しました。

皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

日程第4 会期の決定

(10時14分)

●議長

日程第4、「会期の決定」を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定しました。

日程第5 選挙第2号の上程・選挙

(10時14分)

●議長

日程第5、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

●議長

只今の出席議員数は9人です。
次に、立会人を指名致します。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、大関議員、竹森議員を指名致します。
投票用紙を配ります。

(事務局長、投票用紙配布)

●議長

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なし)

●議長

配布もれなしと認めます。
投票箱の点検を行います。

(投票箱の点検)

●議長

異状なしと認めます。
念の為、申し上げます。
投票は単記無記名です。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
只今から投票を行います。
点呼は事務局長にさせます。

●事務局長

投票の順序を申し上げます。
1番大関議員、2番竹森議員、3番遠藤議員、4番石川議員、5番三浦議員、6番大

矢議員、7番森岡議員、8番笹木議員、9番森山議員。
以上です。

(投票)

- 議長
投票もれはありませんか。

(なし)

- 議長
投票もれなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
大関議員、竹森議員、開票の立会いをお願い致します。

(開票)

- 議長
開票の結果を事務局長に報告させます。
事務局長。

- 事務局長
開票の結果をご報告致します。
投票総数9票、有効投票8票、無効投票1票。
有効投票のうち大矢議員8票。
以上でございます。

- 議長
この選挙の法定得票数は2票です。
従って、大矢議員が、副議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

- 議長
只今、副議長に当選されました大矢議員が、議場におられます。
会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

(告知)

●議長

副議長に当選されました大矢議員より、発言を求められておりますので、これを許します。

(副議長 登壇)

●大矢議員

お許しを頂きましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

自分の技量は自分が一番分かっていますので、もとよりそんな器ではありませんけれども、只今の投票結果を真摯に受け止め、副議長に就任させて頂きます。

奈井江町議会は今期より定員を1名減らし、9名となりました。

1人の責任は重くなり、また新たに広報広聴にも取り組まなければなりません。

更には、奈井江だけの問題ではありませんが、議員のなり手がいないことは町議会の存亡の危機でもあります。

この4年間は奈井江町議会にとって大事な時期であります。

町民の期待に応えられる魅力ある議会づくりをしていかなければなりません。

森山議長を補佐し、全力で取り組んで参りますので、全議員の皆様のご協力と、町長をはじめとして理事者の皆様、更には職員の皆様のご協力を切にお願いを申し上げ、言葉足らずではありますが、ご挨拶とさせて頂きます。

よろしくお願い致します。

日程第6 議席の指定

(10時24分)

●議長

日程第6、「議席の指定」を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

議席番号及び氏名を申し上げます。

1番大関議員、2番竹森議員、3番遠藤議員、4番石川議員、5番三浦議員、6番森岡議員、7番笹木議員、8番大矢議員、9番森山議員。

以上でございます。

●議長

只今、朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ只今指定の議席にお着き願います。

10時40分まで休憩と致します。

(休憩) (会議案等の議案配布)

日程第7・第8 会議案第1号・第2号の上程

(10時39分)

●議長

会議を再開します。

日程第7、会議案第1号「議会運営委員の選任について」

日程第8、会議案第2号「常任委員の選任について」を、一括して行います。

「議会運営委員の選任について」及び「常任委員の選任について」事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第1号「議会運営委員の選任について」

奈井江町議会委員会条例第7条の規定により、議会運営委員を次のとおり選任する。

平成27年5月11日提出、奈井江町議会議長。

記。

委員 大矢雅史、三浦きみ子、石川正人、竹森毅、大関光敏。

続きまして、会議案第2号「常任委員の選任について」

奈井江町議会委員会条例第7条の規定により、常任委員を次のとおり選任する。

平成27年5月11日提出、奈井江町議会議長。

記。

まちづくり常任委員会 森山務、大矢雅史、笹木利津子、森岡新二、三浦きみ子、石川正人、遠藤共子、竹森毅、大関光敏。

広報常任委員会 森岡新二、三浦きみ子、遠藤共子、竹森毅。

以上です。

●議長

おはかりします。

「議会運営委員の選任について」及び「常任委員の選任について」は、委員会条例第7条第1項の規定により、只今、朗読したとおり、各委員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

只今、指名したとおり、選任することに決定しました。

つきましては、只今、選任されました私のまちづくり常任委員を辞任したいと思いますので、議長席を副議長と交替します。

暫く休憩します。

(10時42分)

(休憩) (議長席を副議長と交替) (議長 退場)

●副議長

(10時43分)

会議を再開します。

議長のまちづくり常任委員の辞任についてを議題とします。

只今、まちづくり常任委員に選任されました議長から、まちづくり常任委員を辞任したい旨の申し出があります。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮する時、一箇の委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については、辞任を認めているところでもありますので、まちづくり常任委員を辞任したいとするものです。

まちづくり常任委員の辞任について、許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●副議長

異議なしと認めます。

議長のまちづくり常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

議長席を交替します。

暫く休憩します。

(10時44分)

(休憩) (議長席交替) (議長 入場)

●議長

(10時44分)

会議を再開します。

この際、暫く休憩します。

休憩中に「議会運営委員会」及び「各常任委員会」を開催し、議会運営委員長、副委員長、及び、各常任委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩します。

(10時45分)

(休憩)

●議長

(10時51分)

会議を再開します。

「諸般の報告」を行います。

休憩中に、「議会運営委員会」及び「各常任委員会」において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

議会運営委員会の正副委員長をご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長 石川議員、副委員長 竹森議員。

続きまして、各常任委員会の正副委員長をご報告申し上げます。

まちづくり常任委員会委員長 遠藤議員、副委員長 大関議員。

広報常任委員会委員長 三浦議員、副委員長 森岡議員。

以上でございます。

●議長

(10時52分)

諸般の報告を終わります。

暫時休憩致します。

(休憩) (議案の配布)

日程第9から日程17まで一括選挙

(11時00分)

●議長

会議を再開します。

日程第9、選挙第3号「中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について」

日程第10、選挙第4号「奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙について」

日程第11、選挙第5号「砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について」

日程第12、選挙第6号「砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について」

日程第13、選挙第7号「石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について」

日程第14、選挙第8号「空知中部広域連合議会議員の選挙について」

日程第15、選挙第9号「空知教育センター組合議会議員の選挙について」

日程第16、選挙第10号「中空知広域水道企業団議会議員の選挙について」

日程第17、選挙第11号「中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について」

以上、一括して選挙を行います。

おはかりします。

日程第9、選挙第3号から、日程第17、選挙第11号まで、9つの選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

おはかりします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

朗読致します。

中空知広域市町村圏組合議会議員 大矢議員。

奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員 森岡議員、三浦議員、大関議員。

砂川地区広域消防組合議会議員 石川議員。

砂川地区保健衛生組合議会議員 遠藤議員。

石狩川流域下水道組合議会議員 森山議員。

空知中部広域連合議会議員 森山議員、竹森議員。

空知教育センター組合議会議員 笹木議員。

中空知広域水道企業団議会議員 森山議員、大矢議員。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員 森山議員。

以上でございます。

●議長

おはかりします。

只今、議長が指名した方々を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

只今、議長が指名した方々が当選されました。

只今、当選された方々が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

(告知)

日程第18 議案第1号の上程・質疑・討論

(11時04分)

●議長

日程第18、議案第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

森岡議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、退席を求めます。

暫時休憩します。

(休憩) (森岡議員 退場)

●議長

会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案第1号でございますが、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、森岡新二氏を監査委員に選任に致したいので、町議会の同意を求めるところでございます。

平成27年5月11日、奈井江町長。

なお、履歴につきましては、2頁3頁に記載されておりますので、よろしくご同意の程をお願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり同意されました。
暫く休憩をします。

(休憩) (森岡議員 入場)

日程第19 調査第1号の上程・付託

(11時07分)

●議長

会議を再開します。
日程第19、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(調査第1号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第20 調査第2号の上程・付託

(11時08分)

●議長

日程第20、調査第2号「広報常任委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号)朗読

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成27年奈井江町議会第3回臨時会を閉会とします。

大変、ご苦労さまでした。

(11時09分)